

学 会 彙 報

昭和62年3月31日

『教育行政学研究』第8号(1986)の刊行

・掲載論文

英国視学職の制度的・機能的特質に関する史的考察

高 妻 紳二郎(広島大学大学院)

米国における教師の団体交渉の動向と背景

——エバーツらの研究を中心に——

高 橋 正 司(広島大学大学院)

学校経営に対する教師の参加の意識・実態と満足度

山 尾 壽 一(鳴門教育大学大学院)

米国カリフォルニア州統一教科書採択・刊行制度の歴史的考察(第1報)

——19世紀後半から20世紀初期を中心に——

古 賀 一 博(高松短期大学)

学校経営組織における学校事務職の位置と役割

——公立小学校の学校経営組織の事例分析——

岡 崎 公 典(兵庫教育大学)

アメリカ合衆国における州レベルの教育政治学

加治佐 哲 也(宮崎女子短期大学)

〈文献紹介〉

クリスティー、『1900-1933年のガイダンス運動における連邦政府の役割』、

ウイスコンシン大学哲学博士論文、1974年

昭和62年5月25日

学会ニュース(第20号)発行

昭和62年9月3日

西日本教育行政学会第9回大会の開催案内 発送

昭和62年11月14日

西日本教育行政学会第9回大会の開催(下関市 馬関荘)

・研究発表

教員養成系大学院学生の教育・研究についての意識に関する調査研究

白 石 淳(神戸大学研究生)

米国教育法研究の歴史的展開

——制定法研究の系譜——

松 元 健 治(広島文化女子短期大学)

教育行政研究における現象学的アプローチ

河野和清(茨城大学)

市町村教育委員会の現状

——教育委員・教育長の特性について——

堀和郎(宮崎大学)

加治佐哲也(宮崎女子短期大学)

進学準備と自己概念の諸相

——「進学準備と人間形成の関係に関する調査」の結果から——

中島直忠(大学入試センター)

池田輝政(大学入試センター)

・総会

(主要審議事項のみ)

1. 会則の一部改正について

事務局提案による改正案が全員一致で承認され、第3章「役員」第8条ならびに第13条の改正、および附則の追加が決定された。

2. 役員の改選について

任期満了(昭和62年3月31日)に伴う会長・副会長の改選については、役員会の議にもとづき、総会において会長に田原迫龍磨会員、副会長に上原貞雄、西陸夫の両会員がそれぞれ就任することが了承された。また西副会長のもとに幹事として岩永定会員がそれぞれ就任することが了承された(任期は昭和63年4月1日より、昭和65年3月31日まで)。

3. 申し合わせ事項(会則関係)について

昭和63年度より2年の間、事務局は(〒730)広島市中区東千田町1-1-89 広島大学教育学部教育行財政学研究室に置くことが承認された。

昭和62年12月9日

学会ニュース(第21号)発行

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額4,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）

なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第13条 1) 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員の交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事と協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他刊行についての規程は別にこれを定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

附 則（昭和61年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区2名、九州地区2名によって構成される。
編集委員の任期は3年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、応募者に対し論文内容について助言することがある。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局宛とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当りの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする)。
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年12月末日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

会員の皆様にはますますご活躍のことと存じます。

本学会の年次大会が積み重ねられるにつれて、本紀要『教育行政学研究』も第9号を発行する運びとなりました。ここに会員各位にお届けする次第です。

本紀要の編集に関して、第9号の発行を機として、創刊号から第8号までに掲載しておりました「まえがき」方式に代えて「編集後記」を記することになりました。本紀要の編集については、その活用・利用上の便宜さにも意を払い、今後も工夫致したいと存じます。ご意見やご要望がございましたら事務局まで、どしどしお寄せ下さい。

本紀要第9号の掲載論文数は4本ですが、各論文とも従来通り編集委員の方々に査読をお願いし、また必要に応じてご助言をいただくなど、いわゆるレフェリー・システムを通過したものです。今後も会員の皆様がふるってご投稿くださることを期待しております。

なお本紀要を広くご活用いただくために、会員の皆様にはそのP.Rや販売に向けてご助力をいただければ幸甚です。

事務局記

「教育行政学研究」編集委員

西 睦 夫

仙 波 克 也

森 川 泉

堀 和 郎

印 刷 昭和63年3月31日

発 行 昭和63年3月31日

発行者 西日本教育行政学会
〒730 広島市中区東千田町1丁目1番89号
広島大学教育学部教育行財政学研究室内

印刷所 たくみ印刷株
〒738 広島市西区井口明神2丁目1-21

Studies on Educational Administration

- Jun SHIRAISHI** : Research on Graduate School of Teacher Education
— Comparison of students' consciousness of education and
research between the newly-established and the already
established —
- Kenji MATSUMOTO** : A Historical Development of the School Law Research in the
United States
— Review of the Research on Statutory Law —
- Kunihiko NAKASHIMA** : A study of the public elementary school system in U. S. A (II)
— On the development of the free public school in Virginia —
- Izumi MORIKAWA** : The Growth of Educational Authorities on Secondary Education
during the Latter Half of the 19th Century in the United Kingdom (2)
— On the Recommendations by Bryce Commission (1894—
1895) —
- A Selected Bibliography**
Hideki ARIYOSHI : An Annotated Bibliography on the Educational Policy of Social
Democratic Party in Germany
-

No. 9 March 1988

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research